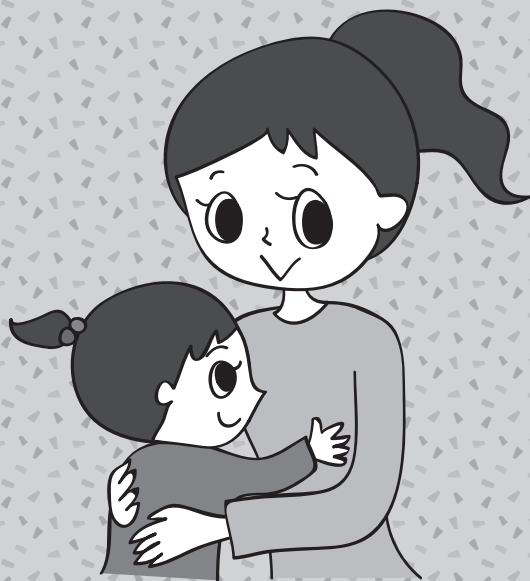


ひとり親家庭のために



- 手当・助成制度について (P.85)
- 貸付金・就労支援について (P.86)
- ひとり親に関する相談について (P.87)

いろいろな手当・助成制度

児童扶養手当 ※父子家庭も対象

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童を監護・養育している家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。支給額は、受給資格者の所得などにより異なります。受給には一定の条件がありますのでお問い合わせください。

支給額

平成 28 年 8 月分から

児童数	支給内容	
児童が1人の場合	全額支給	42,330 円
	一部支給	42,320 円～9,990 円
児童が2人目の加算額	全額支給	10,000 円
	一部支給	9,990 円～5,000 円
児童が3人目以降の加算額(1人につき)	全額支給	6,000 円
	一部支給	5,990 円～3,000 円

お問い合わせ

子育て支援課 児童扶養手当担当

☎ 948-6845 FAX 934-1814

国民年金保険料の免除

退職・世帯の状況等により、年金の種別が変わる場合は届出が必要です。なお、経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、前年所得によって「保険料免除制度」・「納付猶予制度」が利用できます。日本年金機構のホームページ

では、より詳しい情報を発信しています。

<http://www.nenkin.go.jp/>

お問い合わせ

国保・年金課 年金担当

☎ 948-6352 FAX 934-2631

ひとり親家庭医療費助成制度

ひとり親家庭の母もしくは父と児童が、疾病または負傷のため医療機関で保険診療を受けた場合、その自己負担相当額（食事療養費等を除く）を助成します。なお、平成 27 年 7 月から父子家庭も助成対象となりました。受給には一定の条件がありますのでお問い合わせください。

※県外受診等で自己負担された場合の医療費の申請については、P. 14 「子ども医療費助成制度」の医療費の払い戻し申請に必要なものを参照。

お問い合わせ

子育て支援課 医療助成担当

☎ 948-6888 FAX 934-1814

災害遺児福祉年金

生計維持している親または養育者が、災害（交通災害、労働災害、天災）により死亡または重度の障害を負った遺児の保護者に対し、遺児の福祉を増進することを目的とし、義務教育終了前の遺児一人につき災害遺児福祉年金を月額 2,000 円、義務教育就学期間中の遺児一人につき災害遺児就学激励金を年額 15,000 円支給する制度です。

お問い合わせ

子育て支援課 災害遺児手当担当

☎ 948-6845 FAX 934-1814

認可保育所の減免特例

参照：P. 92

貸付金制度

母子父子寡婦福祉資金

ひとり親家庭および寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、各種資金の貸付けを行います。一定の条件を満たす必要があるほか、各資金により必要書類が異なりますので、必ず事前に母子・父子自立支援員にご相談ください。

就労支援制度

母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業

適職につくために必要であると認められる場合で、指定講座を受講・終了した母子家庭の母または父子家庭の父に対して、受講料の一部を助成します。必ず事前に母子・父子自立支援員にご相談ください。

母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業

就職の際に有利で、生活の安定に役立つ資格を取得するために、養成機関で1年以上修業する母子家庭の母または父子家庭の父に対して、生活の負担軽減のため一定額の助成をします。必ず事前に母子・父子自立支援員にご相談ください。

高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給事業

高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、適職に就くために必要であると認められる場合で、ひとり親家庭の親またはその扶養する児童に受講料の一部を助成します。必ず事前に母子・父子自立支援員にご相談ください。

母子・父子自立支援プログラム策定事業

児童扶養手当を受給している方の就職や自立に向けた支援を行うために、専門の相談員が相談に応じ、ハローワーク等と連携して個々に合わせた就労・自立のための自立支援プログラムを作成します。母子・父子自立支援員にご相談ください。

そのほかの制度

子育て短期支援事業

参照：P.108



P.86 について…子育て支援課 家庭・子育て相談室

☎ 948-6749 FAX 934-1814

ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子家庭・父子家庭・寡婦が疾病等の理由により、一時的に生活援助が必要な場合、その世帯に家庭生活支援員を派遣して援助を行い、母子家庭等の生活の安定を支援します。家庭生活支援員の派遣を希望される方は、事前登録が必要です。

お問い合わせ 子育て支援課 家庭・子育て相談室
☎ 948-6749 FAX 934-1814

公営住宅への入居

公営住宅とは県または市町が整備し管理運営される低所得者向け賃貸住宅です。家賃は、入居者の収入や住宅の規模等により決定されます。また、応募の際に家庭環境や健康状態に応じた優遇処置があります。

お問い合わせ 県営住宅／愛媛県営住宅管理グループ … ☎ 998-6671 FAX 998-6670
市営住宅／松山市営住宅管理センター … ☎ 993-5010 FAX 993-5011

就学援助制度

参照：P.113

相談窓口

※祝日・振替休日・年末年始など除く場合あり

相談名・内容	日 時	相 談 先
母子相談 母子自立支援員による生活・住まい・子どもの養育・就職活動など	【月～金】 8:30～17:00	子育て支援課 家庭・子育て相談室 ☎ 948-6749 FAX 934-1537
父子相談 父子家庭の抱えているさまざまな悩みについて相談	【月～金】 8:30～17:00	子育て支援課 家庭・子育て相談室 ☎ 948-6413 FAX 934-1537
弁護士相談 弁護士による母子（父子）家庭及び寡婦のかたの抱える法律の問題	【月～金】 8:30～17:00 ※事前に電話予約が必要	子育て支援課 家庭・子育て相談室 ☎ 948-6749 FAX 934-1537
養育費相談 養育費や面会交流に関する相談	【月～金】 8:30～17:00 ※事前に電話予約が必要	子育て支援課 家庭・子育て相談室 ☎ 948-6413 FAX 934-1537